

公 募 要 領

1. 事業名

女性アスリートの育成・支援プロジェクト

2. 事業の趣旨

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第9条に基づく第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学省）においては、「国は、女性特有の課題に着目した調査研究や医・科学サポート等の支援プログラム、戦略的な強化プログラムやエリートコーチの育成プログラム等を実施し、得られた知見を中央競技団体等に展開することにより、女性トップアスリートの競技力向上を支援する」と女性アスリートに対する支援の充実を図ることとされている。

このため女性アスリートが競技力向上を図りながら健康で競技を継続できるよう、ジュニアからトップレベルまでを含めた女性アスリートの環境を整備するとともに、競技引退後も活躍できる支援の充実を目的に、女性アスリートの育成・支援のための事業を実施する。

3. 事業の実施期間

事業の実施期間については、以下のとおりとする。ただし、委託契約は毎年度締結する。

○ 女性アスリート支援プログラム

最長3年度（令和4年度～令和6年度）

○ 女性エリートコーチ育成プログラム

最長2年度（令和4年度～令和5年度）

※ 2年目以降の契約については、1年目の事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、2年目の事業実施計画書の内容を審査し、予算の状況等を踏まえ委託を継続することが適当であると認めた場合、当該委託の継続を決定し、契約を締結するものとする。

4. 事業の内容

女性アスリートが競技力向上を図りながら健康に競技が継続できる環境整備や、競技引退後も活躍できるような支援の充実のために、以下の事業を委託する。

○ 女性アスリート支援プログラム

① 身体的・心理的な課題を抱えている女性トップアスリートを対象に、婦人科医や専門家が連携した相談体制を整備する。また、女性トップアスリートが心身ともに健康に競技活動が継続できるよう産前産後の競技復帰に向けたトレーニングサポートや育児サポート等の支援プログラムを実施する。加えて、コーチや強化現場のスタッフ等への育児サポートをはじめとする支援の在り方について検討した上で、実施する。

② 誰もが女性アスリート支援に関する情報にアクセスできるよう情報や知見をまとめたオンライン・プラットフォームの構築に取り組む。

【留意点】

① 事業の実施に当たっては、中央競技団体等に加え、必要に応じて関係機関などと連携・協力して事業を実施するとともに策定したプログラムについては、女性アスリートや指導者等

にとって、有効なものとして還元されるよう積極的に発信すること。

当該プログラムにおける支援対象は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）および公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）をはじめとするスポーツ統括団体、中央競技団体が定める強化指定選手（過去に強化指定選手として活動した実績を有する者を含む）とする。

- ② 婦人科や専門家が連携した相談体制の整備にあたっては、女性アスリートや指導者のニーズを把握した上で、適切かつ効率的な方法や頻度で実施すること。
- ③ コーチや強化現場のスタッフ等への育児サポートをはじめとする支援の在り方については、ニーズ調査や実態を把握した上で検討を行うこと。
- ④ オンライン・プラットフォームの構築については、採択後、スポーツ庁と受託事業者の間で協議しながら具体的な内容を決定すること。また、進捗状況について、スポーツ庁に定期的な報告を行うこと。

○ 女性エリートコーチ育成プログラム

- (1) 女性の視点とアスリートとしての高い技術や経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するため、強化現場での実践経験やコーチングスキルを習得するための学習機会を提供する育成プログラムを実施する。
 - ・中央競技団体等と連携したトップレベルの強化現場におけるコーチング機会の創出
 - ・メンター等による相談体制の構築
 - ・スポーツ医・科学やコーチング等の教育・研修プログラムの策定・実施
 - ・女性エリートコーチが備えるべき女性アスリートの身体的・心理的・社会的な課題に関する教育プログラムの策定・実施
- (2) パラリンピック競技に特化した女性エリートコーチを育成するため、現状の課題やニーズを踏まえたプログラムを策定・実施する。

【留意点】

- ① 事業の実施にあたっては、ナショナルチーム等で活動する女性コーチが増加するよう、中央競技団体や関係機関等と連携・協力して事業を実施すること。
- ② プログラムの策定・実施にあたっては、これまでの女性アスリートの育成・支援プロジェクトで得られた成果や知見、ノウハウを活用し、女性アスリートの競技力向上に資する内容とすること。
- ③ 策定したプログラムについては、女性アスリートや指導者等にとって、有効なものとして還元されるよう積極的に発信するとともに、本プログラムで育成した女性エリートコーチやロールモデルの事例発信に取り組むこと。
- ④ 企画提案において、(1) および (2) を合わせて提案することも可能とする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 女性アスリートが抱える諸問題に対する専門的な知見を有するとともに、国などの公的機関の委託事業を受託した実績があることに加え、我が国の国際競技力の向上を図るための支援活動が実施可能な法人格を有する団体であること。

6. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁競技スポーツ課 競技力向上担当
TEL: 03-5253-4111 (代) (内線2680)
FAX: 03-6734-3793
E-mail: kyosport@mext.go.jp

- (2) 企画提案書の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版、横書きとする。

- ② 提出方法

企画提案書は、日本語で作成し、電子データをE-mailにて提出すること。

- E-mail

- ・ 送信メールの題名は、「事業名」とすること。
- ・ 提案書類は下記③で示す電子データ形式で提出すること。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにより返信する。
- ・ メール送信上の事故（未到達）については、当方は一切の責任を負わない。

- ③ その他

- ・ 企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で提出すること。
- ・ 電子データの形式は、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint (Microsoft 365で閲覧可能なもの) のいずれか) 及びPDFファイル形式 (Adobe Acrobat Reader DCで閲覧可能なもの) とする。
- ・ 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

- (3) 提出書類

- ① 企画提案書

- ② 企画提案書 (概要)

- ③ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

- ④ 誓約書 (下記10のとおり地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。)

- ⑤ その他必要と思われる資料

- (4) 提出期限等

提出期限: 令和4年2月18日 (金曜日) 12時必着

提出先: 上記(1)に示す場所

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出、差替え及び訂正は一切認めない。

7. 事業内容説明会

- (1) 日時

令和4年2月2日 (水曜日) 11時00分~12時00分

(2) 会場

オンライン開催（参加を希望される方は、6.（1）に示す問合せ先のE-mailまでその旨ご連絡ください。URL等はメールにてご案内いたします。）

申込締切：令和4年2月1日（火曜日）12時00分必着

8. 事業規模（予算）及び採択数

○ 女性アスリート支援プログラム

事業規模：60百万円程度（令和4年度）

採 択 数：1件

○ 女性エリートコーチ育成プログラム

事業規模：総額約39百万円程度（令和4年度）

採 択 数：1～2件程度

※ 採択件数は審査委員会が決定する。

※ 令和5年度以降の予算規模については、予算の状況等により変動するが、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

9. 選考方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁競技スポーツ課技術審査委員会において、提出された提案書類等により選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

この公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

また、契約金額については、委託事業実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことも十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和4年1月28日(金曜日)
- (2) 事業内容説明会 : 令和4年2月2日(水曜日)
- (3) 公募締切 : 令和4年2月18日(金曜日) 12時必着
- (4) 審査 : 令和4年2月下旬
選定及び委託事業実施計画書の提出 : 令和4年3月上旬頃
- (5) 契約締結 : 令和4年4月上旬頃(目安であり変更もあり得ることに留意)
- (6) 契約期間 : 契約締結日から令和5年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 事業実施に当たっては、女性アスリートの育成・支援プロジェクト委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) この公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 採択件数は現時点での予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前の準備をすること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・委託事業実施計画書(委託事業経費内訳を含む)
- ・再委託に係る事業経費内訳(再委託の実施を希望する場合のみ)
- ・委託事業経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(謝金単価表、旅費支給規定、見積書など)
- ・別紙(銀行口座情報)
- ・確認書(知的財産)(知的財産権の帰属を希望する場合のみ)